

姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

障害福祉サービス事業所及び児童通所支援施設の運営基準を定める本市の条例の根拠である厚生労働省令の改正に伴い、姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を含む計7条例の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 利用者の権利擁護・安全確保の強化 [令和3年4月1日施行]

- ・利用者への虐待防止強化のため、委員会の開催、従業者に対する研修の実施、責任者を定めることを義務付ける。※1年間の経過措置
- ・居宅介護等のサービス提供における身体拘束等の適正化のため、委員会の開催指針の整備、研修の実施等の措置を義務付ける。※1年間の経過措置
- ・原則、身体拘束等を禁止し、やむを得ず行う場合は、その態様等の記録を義務付ける。

(2) 感染症・災害対策の強化 [令和3年4月1日施行]

- ・感染症や災害が発生した場合における業務継続体制構築の観点から、業務継続計画の策定、研修、訓練の実施を義務付ける。※3年間の経過措置
- ・療養介護計画、施設障害福祉サービス計画等の各種会議において、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- ・通所系、児童通所系及び施設入所支援、短期入所サービス等の非常災害対策が求められる事業者が訓練を実施する際、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(3) 業務の適正化・職場環境の改善 [令和3年4月1日施行]

- ・就労継続支援A型事業所について、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間や運営状況等厚生労働大臣が必要と定める事項について、自ら評価を行うこと及び結果の公表を義務付ける。
- ・生活介護事業所等のサービス利用者が、通常の事業所に新たに雇用され、就労定着支援の利用を希望する場合、生活介護事業所等は、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととする。
- ・利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示に代え、事業所にファイル等で備え置くこと等を可能とする。
- ・良好な就業環境を確保するため、すべての障害福祉サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求めなければならないこととする。

(4) 指定児童発達支援事業所等における従業者要件の変更の基準の制定

[令和3年4月1日施行]

- ・指定児童発達支援事業所等の従業者要件について障害福祉サービス経験者を削除し、医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする基準及び看護職員の配置の取り扱いについての基準を制定する。

※現に指定を受けている事業者については、令和5年3月31日まで、児童指導員又は保育士の合計数に障害福祉サービス経験者を含められるものとする。

(5) その他の改正 [令和3年4月1日施行]

- ・共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を対応する場合の特例を、令和6年3月31日までに延長する。
- ・市独自基準として定めている通所系障害福祉サービス事業所の最低定員の要件を緩和する特例の規定について、引き続き整備を促進する趣旨から令和6年3月31日までに延長する。

(6) 電磁的記録及び電磁的方法の認容 [令和3年7月1日施行]

- ・書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものとする。
- ・交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該利用者に係る障害の特性に応じた適正な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。

3 整備対象条例

- (1) 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 [平成24年姫路市条例第61号]
- (2) 姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 [平成24年姫路市条例第62号]
- (3) 姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 [平成24年姫路市条例第63号]
- (4) 姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 [平成24年姫路市条例第64号]
- (5) 姫路市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 [平成24年姫路市条例第65号]

- (6) 姫路市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
〔平成24年姫路市条例第66号〕
- (7) 姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
〔平成31年姫路市条例第67号〕

4 施行期日

令和3年4月1日

令和3年7月1日